

秋田県土地利用基本計画書

平成31年3月

秋 田 県

目 次

前文	1
第1 土地利用の基本方向	2
1 県土利用の基本方向	2
(1) 適切な県土管理を実現する県土利用	3
(2) 自然環境や美しい景観を保全・再生・活用する県土利用	3
(3) 安全・安心を実現する県土利用	4
(4) 複合的な施策の推進と県土の選択的な利用	5
(5) 多様な主体の参画・連携による県土管理	6
2 地域類型別の土地利用の基本方向	6
(1) 都市	6
(2) 農山漁村	8
(3) 自然維持地域	8
3 地域別の土地利用の基本方向	9
(1) 県北地域	9
(2) 県中央地域	11
(3) 県南地域	12
4 土地利用の原則	13
(1) 都市地域	13
(2) 農業地域	14
(3) 森林地域	15
(4) 自然公園地域	15
(5) 自然保全地域	16
第2 五地域区分の重複する地域における土地利用に関する調整指導方針	16
1 土地利用の優先順位、土地利用の誘導の方向等	17
(1) 都市地域と農業地域とが重複する地域	17
(2) 都市地域と森林地域とが重複する地域	17
(3) 都市地域と自然公園地域とが重複する地域	18
(4) 都市地域と自然保全地域とが重複する地域	18
(5) 農業地域と森林地域とが重複する地域	18
(6) 農業地域と自然公園地域とが重複する地域	19
(7) 農業地域と自然保全地域とが重複する地域	19
(8) 森林地域と自然公園地域とが重複する地域	19
(9) 森林地域と自然保全地域とが重複する地域	20
2 特に土地利用の調整が必要と認められる地域の土地利用調整上留意すべき基本的事項	20
第3 土地利用計画上配慮されるべき公的機関の開発保全整備計画	21

前文

この土地利用基本計画は、秋田県の区域について、適正かつ合理的な土地利用を図るため、国土利用計画法第9条の規定に基づき、国土利用計画（全国計画及び秋田県計画）を基本として策定した。

この土地利用基本計画は、都市計画法、農業振興地域の整備に関する法律、森林法、自然公園法、自然環境保全法等（以下「個別規制法」という。）に基づく県の諸計画に対する上位計画として行政部内の総合調整機能を果たすとともに、土地取引に関しては直接的に、開発行為については個別規制法を通じて間接的に規制の基準としての役割を果たすものである。

第1 土地利用の基本方向

1 県土利用の基本方向

秋田県の区域における国土（以下「県土」という。）の利用については、県土が現在及び将来における県民のための限られた資源であるとともに、生活及び生産を通じた諸活動の共通の基盤であることを踏まえ、県土利用の現状と課題に取り組むため、「適切な県土管理を実現する県土利用」、「自然環境と美しい景観等を保全・再生・活用する県土利用」及び「安全・安心を実現する県土利用」の3つを基本方針とし、県土の安全性を高め持続可能で豊かな県土を形成すること及び、人口減少社会における県土利用のあり方について考えていく必要がある。

(1) 適切な県土管理を実現する県土利用

急速に進行する人口減少社会においても横ばい状態となっている都市的土地利用においては、地域の状況等も踏まえつつ、行政、医療・介護、福祉、商業等の都市機能や居住機能を都市の中心部や地域の生活拠点等に集約し、郊外部への市街地の拡大を抑制する。

集約化する中心部では低・未利用地や空き家を有効利用すること等により、市街地の活性化と土地利用の効率化を図る。一方、集約化する地域の外側では低密度化が進むことから、これに応じた公共サービスのあり方や、公園、農地、森林等の整備及び自然環境の再生などの新たな土地利用等を勘案しつつ、地域の状況に応じた対応を進める。

また、ひとつの地域だけでは十分な機能を備えることが難しい場合には、地域の状況を踏まえ、地域がネットワークで結ばれることによって、必要な機能を享受する取組を進めるほか、拠点となる地域に時間をかけて緩やかに集約化を図ることも検討する。

農林業的土地利用については、優良農地を確保し、県土保全の多面的機能を持続的に発揮させるために良好な管理を行うとともに、ほ場整備事業等を契機とした農業の担い手への農地集積・集約や地域住民を含む多様な主体が共同して農地や用排水路等の農業用施設の保安全管理を進めることなどを通じて、荒廃農地の発生防止及び解消と効率的な利用を図る。

また、県土の保全、水源の涵養等に重要な役割を果たす森林の整備及び保全を進める。

水循環については、都市的土地利用と農林業的土地利用、自然的土地利用を通じた、流域の総合的かつ一体的な管理等により、健全な水循環の維持又は回復を図る。

なお、森林、原野等、農地、宅地等の相互の土地利用の転換については、人口減少が進む中でも一定量の発生が見込まれるが、土地利用の可逆性が低いことに加え、生態系や健全な水循環、景観等にも影響を与えることから、土地利用の転換は慎重な配慮の下で計画的に行うことが重要である。

さらに、土地の所有者が、所有地の良好な管理と有効利用に努めることを基本としつつ、所有者が管理・利用できない場合や所有者の所在の把握が難しい場合には、所有者以外の者の管理・利用を促進するなど、「所有から利用へ」の観点に立った方策を検討することも必要である。

(2) 自然環境や美しい景観を保全・再生・活用する県土利用

本県は、世界自然遺産「白神山地」をはじめとした優れた自然環境と美しい景観を有している。これらは、将来にわたり保全すべきものであり、気候変動による影響も考慮しつつ、自然環境の保全・再生を進め、森・里・川・海の連環による生態系ネットワークの形成を図り、県民の福利や地域づくりに資する形での活用を推進する。なお、その際には、県土を形づくり、県民生活の基盤となる生物多様性及び生態系サービスの保全と持続可能な利用を基本とする。

自然環境の活用については、持続可能で魅力ある県土づくりや地域づくりを進めるため、社会資本整備や土地利用において、自然環境の有する多様な機能（生物の生息・生育の場の提供、良好な景観形成、気温上昇の抑制等）を活用した取組を推進する。

また、地域におけるバイオマス等の再生可能な資源やエネルギーの確保と循環的な利活用に努めるとともに、このような資源を生み出す里地里山等の良好な管理を継続するほか、資源の利活用に係る知恵や技術を継承する。さらに、自然公園などの自然資源のほか、農山漁村における緑豊かな環境、人と地域の自然との関わりの中ではぐくまれた伝統・文化等を生かした観光や産品による雇用の創出と経済循環を通じて、都市や農山漁村など、様々な地域間相互対流を促進するとともに、本県への移住など都市から本県への人の流れの拡大を図る。

これらに加え、美しい農山漁村、集落やまちなみ、魅力ある都市空間や水辺空間など、地域の個性ある美しい景観の保全、再生、創出を進めるとともに、これらを活用した魅力ある地域づくりを進める。あわせて、地球温暖化への対応や水環境の改善等の観点から健全な水循環を維持、回復するための取組を進める。

その際、県土には、希少種等を含む様々な野生生物が生息・生育していることを踏まえつつ、外来種対策、野生鳥獣被害対策の推進など、生物多様性の確保と人間活動の調和を図ることなどを通じ、生物多様性に関する取組を社会に浸透させ、自然環境を保全・再生・活用する県土利用を進める。

(3) 安全・安心を実現する県土利用

安全・安心を実現する県土利用については、ハード対策とソフト対策を適切に組み合わせた防災・減災対策を実施するとともに、災害リスクの把握及び周知を図った上で、災害リスクの高い地域については、土地利用を適切に制限することが必要である。その際、規制の対象となる建築物の用途や構造が災害の特性や地域の状況等に即したものとなるよう配慮する。同時に、中長期的な視点から、高齢者施設等の要配慮

者利用施設や災害時に重要な役割が期待される公共施設等について災害リスクの低い地域への立地を促すことにより、より安全な地域への居住を誘導する取組を進めることも重要である。

また、災害対応の拠点、病院、エネルギー施設など、経済社会上重要な役割を果たす諸機能の適切な配置や、交通、ライフライン等の多重性・代替性の確保も重要となる。その他、被害拡大の防止、仮置場などの復旧復興の備えとしてのオープンスペースの確保、農地の保全管理、森林やその他の生態系の持つ県土保全機能の向上など、地域レベルでの安全性を総合的に高め、災害に強くしなやかな県土を構築する。

(4) 複合的な施策の推進と県土の選択的な利用

このような取組を進めるに当たっては、今後、人口減少や財政制約が継続する中で、すべての土地について、これまでと同様に労力や費用を投下し、管理することは困難になることを想定しておく必要がある。特に、人為的に管理された土地は、放棄されれば自然に戻らず荒廃する可能性もあることから、県土を荒廃させない取組を進めていくことが一層重要となる。

県土の適切な管理は、県土保全、生物多様性の保全、健全な水循環の維持又は回復等を通じて、防災・減災や自然との共生等を促進する効果に加え、これらを通じた持続可能な地域づくりにも効果を発揮する。今後は、自然と調和した防災・減災の促進など、複合的な効果をもたらす施策を積極的に進め、県土に多面的な機能を発揮させることで、土地の利用価値を高め、人口減少が進む中でも、県土の適切な管理を行っていくことが必要である。

また、適切な管理を続けることが困難な中山間地域の荒廃農地などの土地については、それぞれの地域の状況に応じて、管理コストを低減させる工夫とともに、森林など新たな生産の場としての活用や、過去に損なわれた自然環境の再生、希少野生生物の生息地等としての活用など新たな用途を見いだすことで県土を荒廃させず、むしろ

県民にとってプラスに働くような最適な県土利用を選択するよう努める。

(5) 多様な主体の参画・連携による県土管理

これらの取組は、国や県が示す広域的な方針とともに、各地域を取り巻く自然や社会、経済、文化的条件等を踏まえ、地域の発意と合意形成を基礎とする土地利用との総合的な調整の上に実現される。このため、地域住民や市町村など、地域の様々な主体が自らの地域の土地利用や地域資源の管理のあり方等について検討するなど、地域主体の取組を促進することが重要である。

このような地域による取組を基本としつつ、県土の多面的な価値に応じた公による管理と合わせ、水資源や農林水産資源など良好な県土の恵みを楽しむ都市住民や民間企業等の多様な主体の参画を進める。急激な人口減少の進行により、将来的には無居住化する地域が拡大することも想定されることから、県民一人ひとりが県土に関心を持ち、県民、企業、NPO等、その管理の一端を担う多様な主体の参画・連携を進めていくことが、一層重要となる。

2 地域類型別の土地利用の基本方向

県土の利用に当たっては、各土地利用を個別にとらえるだけでなく、複数の用途が複合する土地利用を地域類型としてとらえた土地利用の検討が重要であることから、代表的な地域類型として、都市、農山漁村及び自然維持地域の県土利用の基本方向を以下のとおりとする。なお、地域類型別の県土利用に当たっては、相互の関係性にかんがみ、相互の機能分担や対流といった地域類型間のつながりを双方向的に考慮することが重要である。

(1) 都市

都市においては、既成市街地の中心部では居住人口が減少しており、周辺部におい

ても市街化圧力が低下しているが、この機会をとらえて環境負荷の少ない安全で暮らしやすい都市の形成を目指すことが重要である。このため、地域の状況等も踏まえつつ、郊外への拡大を抑制し、都市機能や居住機能を都市の中心部や地域の生活拠点に適切に集約するとともに、郊外に拡大してきた市街地についても集約するよう誘導し、高齢者にとっても暮らしやすい、健全でコンパクトな都市の形成を図る必要がある。その際、低・未利用地や空き家等の有効利用などにより土地利用の効率化を図る。特に、空き家については、今後大幅に増加する可能性が高いため、一層の有効利用を図る必要がある。

また、地域の合意を踏まえ、災害リスクの高い地域の都市化の抑制を図るとともに、既存施設については耐震化等により、安全性の向上を促進することに加え、災害時の避難場所やオープンスペースの確保に配慮しつつ、より安全な地域への集約を図ることも重要である。集約化する地域の外側についても、公共サービスのあり方や土地利用等について地域の状況に応じた対応を行う。これらの取組により、より安全で環境負荷の低いまちづくりを進めるとともに、中心市街地の活性化など、街のにぎわいを取り戻し、高齢化にも対応したまちづくりなど、地域住民にとってもメリットを実感できるまちづくりを実現する。

さらに、集約化した都市間のネットワークを充実させることによって、拠点性を有する複数の都市や周辺の農山漁村の相互の機能分担や対流を促進することを通じ、効率的な土地利用を図る。新たな土地需要がある場合には、既存の低・未利用地の再利用を優先させる一方、農林業的土地利用、自然的土地利用からの転換は抑制する。

都市防災については、地震等に対して延焼危険性や避難困難性の高い密集市街地等の安全性の向上の推進とともに、諸機能の分散配置やバックアップの整備、防災拠点の整備、オープンスペースの確保、交通・エネルギー・ライフラインの多重性・代替性の確保等により、災害に対する安全性を高め、災害に強い都市構造・県土構造の形成を図る。

また、健全な水循環の維持又は回復や資源・エネルギー利用の効率化等により、都市活動による環境への負荷の小さい都市の形成を図る。さらに、美しく良好なまちなみ景観の形成、豊かな居住環境の創出、緑地及び水辺空間による生態系ネットワークの形成等を通じた自然環境の保全・再生等により、美しくゆとりある環境の形成を図る。

(2) 農山漁村

農山漁村については、生活及び生産の場であるだけでなく、豊かな自然環境や美しい景観、水源の^{かん}涵養、文化の伝承など都市にとっても重要な様々な機能を有する県民共有の財産であるという認識のもと、地域特性を踏まえた良好な生活環境を整備するとともに、6次産業化などによる農林水産物の高付加価値化や新たな木材需要の創出等を通じた農林水産業の成長産業化等によって雇用の促進や所得の向上を図ること等により、健全な地域社会の形成を促進する。

また、生活環境施設の整備については、活力ある地域社会を形成するため、活動の拠点施設や交流施設の整備を進める。

このような取組とともに、健全な水循環の維持又は回復、農業の担い手への農地の集積・集約、農地の良好な管理、野生鳥獣被害への対応、森林資源の循環利用や森林の適切な整備及び保全を進めること等により、農山漁村における集落を維持し、良好な県土管理を継続させるとともに美しい景観を保全・創出する。同時に、里地里山などの二次的自然に適応した野生生物の生息・生育環境を適切に維持管理するとともに、農外からの移住就農など多様なルートからの新規就農の動きも踏まえつつ、都市との機能分担や地方への移住などを含む共生・対流策を推進する。

(3) 自然維持地域

世界自然遺産「白神山地」など、本県が有する高い価値を持つ原生的な自然地域や、

野生生物の重要な生息・生育地及び優れた自然の風景地など、自然環境を保全、維持すべき地域については、都市や農山漁村を含めた生態系ネットワークの中核的な役割を果たすことから、他の用途への安易な転換は避け、自然環境が劣化している場合は再生を図ること等により、適正に保全する。

その際、外来種の侵入や野生鳥獣被害等の防止に努めるとともに、自然環境データの整備等を推進する。

また、適正な管理の下で、自然の特性を踏まえつつ、自然体験・学習等の自然とのふれあいの場としての利用を図るなど、都市や農山漁村との適切な関係の構築を通じて、生物多様性の保全に関する取組を社会に浸透させ、自然環境の保全・再生・活用を進める。

3 地域別の土地利用の基本方向

地域の区分は、秋田県国土利用計画に従い、県北地域、県中央地域及び県南地域の3区分とする。

地域区分	(広域圏)	市 町 村
県北地域	鹿角	鹿角市、小坂町
	北秋田	大館市、北秋田市、上小阿仁村
	山本	能代市、藤里町、三種町、八峰町
県中央地域	秋田	秋田市、男鹿市、潟上市、五城目町、八郎潟町、井川町、大潟村
	由利	由利本荘市、にかほ市
県南地域	仙北	大仙市、仙北市、美郷町
	平鹿	横手市
	雄勝	湯沢市、羽後町、東成瀬村

(1) 県北地域

この地域の土地利用については、集約化する中心部では低・未利用地や空き家を有

効利用すること等により、市街地の活性化と土地利用の効率化を図る。一方、集約化する地域の外側では低密度化が進むことから、これに応じた公共サービスのあり方や、公園、農地、森林等の整備及び自然環境の再生などの新たな土地利用等を勘案しつつ、地域の状況に応じた対応を進める。

さらに、雇用機会の安定的な確保と地域経済の活性化を目指して、社会経済情勢の変化に留意しつつ、既存の工業団地のうち未分譲のものや工場跡地等の有効利用を促進するとともに、資源リサイクルや木材関連産業など、地域の特色を生かした産業振興に必要な工業用地の確保を図る。

また、農山村地域においては、農業生産の効率を高め、安定した農業の担い手を確保するため、農地の大区画化等や農地中間管理機構等の活用による農地の集積・集約を推進するとともに、担い手に集中する用排水路等の管理を多様な主体の参画により支える活動を支援することで、優良な農地の確保と整備を図る。

山間部においては、温室効果ガス吸収源対策、生物多様性保全への対応、国内外の木材の需給動向等を踏まえ、県土の保全、水源の涵養^{かん}など森林が持つ多面的機能を享受しつつ、米代川流域における森林資源の循環利用や、森林の整備及び保全の推進を図る。

十和田八幡平国立公園等におけるすぐれた自然の景勝地や白神山地や露熊山峡等の自然環境保全地域における原生的な自然地域等の自然維持地域においては、野生生物の生息・生育地及び優れた自然の風景地などの自然環境を維持しつつ、劣化している場合は再生を図ること等により、適正に保全する。また、適正な管理の下で、自然とのふれあいの場としての利用を図る。

特に、白神山地世界遺産地域について厳正な保全を図るとともに、世界遺産周辺地域の保全と活用の調和を図る。

(2) 県中央地域

この地域の土地利用については、県都秋田市及びその周辺部の市街化区域（都市計画法第7条第1項による市街化区域をいう。以下同じ。）においては、低・未利用地や空き家を有効利用すること等により、市街地の活性化と土地利用の効率化を図る。その他の市街化が進んでいる地域においても、低・未利用地や空き家を有効利用すること等により、市街地の活性化と土地利用の効率化を図る。一方、集約化する地域の外側では低密度化が進むことから、これに応じた公共サービスのあり方や、公園、農地、森林等の整備及び自然環境の再生などの新たな土地利用等を勘案しつつ、地域の状況に応じた対応を進める。

さらに、雇用機会の安定的な確保と地域経済の活性化を目指して、社会経済情勢の変化に留意しつつ、既存の工業団地のうち未分譲のものや工場跡地等の有効利用を促進するとともに、電子デバイス産業など、地域の特色を生かした産業振興に必要な工業用地の確保を図る。

また、農山村地域においては、農業生産の効率を高め、安定した農業の担い手を確保するため、農地の大区画化等や農地中間管理機構等の活用による農地の集積・集約を推進するとともに、担い手に集中する用排水路等の管理を多様な主体の参画により支える活動を支援することで、優良な農地の確保と整備を図る。

山間部においては、温室効果ガス吸収源対策、生物多様性保全への対応、国内外の木材の需給動向等を踏まえ、県土の保全、水源の涵養^{かん}など森林が持つ多面的機能を享受しつつ、雄物川及び子吉川流域における森林資源の循環利用や、森林の整備及び保全の推進を図る。

鳥海及び男鹿国定公園等におけるすぐれた自然の景勝地や番鳥森、丁岳等の自然環境保全地域における原生的な自然の地域等の自然維持地域においては、野生生物の生息・生育地及び優れた自然の風景地などの自然環境を維持しつつ、劣化している場合は再生を図ること等により、適正に保全する。また、適正な管理の下で、自然とのふ

れあいの場としての利用を図る。

(3) 県南地域

この地域の土地利用については、集約化する中心部では低・未利用地や空き家を有効利用すること等により、市街地の活性化と土地利用の効率化を図る。一方、集約化する地域の外側では低密度化が進むことから、これに応じた公共サービスのあり方や、公園、農地、森林等の整備及び自然環境の再生などの新たな土地利用等を勘案しつつ、地域の状況に応じた対応を進める。

さらに、雇用機会の安定的な確保と地域経済の活性化を目指して、社会経済情勢の変化に留意しつつ、既存の工業団地のうち未分譲のものや工場跡地等の有効利用を促進するとともに、輸送機関連産業など、地域の特色を生かした産業振興に必要な工業用地の確保を図る。

また、農山村地域においては、農業生産の効率を高め、安定した農業の担い手を確保するため、農地の大区画化等や農地中間管理機構等の活用による農地の集積・集約を推進するとともに、担い手に集中する用排水路等の管理を多様な主体の参画により支える活動を支援することで、優良な農地の確保と整備を図る。

山間部においては、温室効果ガス吸収源対策、生物多様性保全への対応、国内外の木材の需給動向等を踏まえ、県土の保全、水源の涵養^{かん}など森林が持つ多面的機能を享受しつつ、雄物川流域における森林資源の循環利用や、森林の整備及び保全の推進を図る。

十和田八幡平国立公園、栗駒国定公園等におけるすぐれた自然の景勝地や湯の台・小方角沢等の自然環境保全地域における原生的な自然の地域等の自然維持地域においては、野生生物の生息・生育地及び優れた自然の風景地などの自然環境を維持しつつ、劣化している場合は再生を図ること等により、適正に保全する。また、適正な管理の下で、自然とのふれあいの場としての利用を図る。

4 土地利用の原則

土地利用は、土地利用基本計画図に図示された都市地域、農業地域、森林地域、自然公園地域及び自然保全地域の五地域ごとに、それぞれ次の原則に従って適正に行われなければならない。なお、五地域のいずれにも属しない地域においては、当該地域の特性及び周辺地域との関連等を考慮して適正な土地利用を図るものとする。

(1) 都市地域

都市地域は、一体の都市として総合的に開発し、整備し、及び保全する必要がある地域である。

都市地域の土地利用については、良好な都市環境の確保、形成及び機能的な都市基盤の整備等に配慮しつつ、既成市街地の整備を推進するとともに、市街化区域（都市計画法第7条第1項による市街化区域をいう。以下同じ。）又は用途地域（都市計画法第8条第1項第1号による用途地域をいう。以下同じ。）において今後新たに必要とされる宅地を計画的に確保、整備することを基本とする。

ア 市街化区域においては、安全性、快適性、利便性等に十分配慮した市街地の開発、交通体系の整備、上下水道その他の都市施設の整備を計画的に推進するとともに、当該地域内の樹林地、水辺地等自然環境を形成しているもので、良好な生活環境を維持するため不可欠なものについては、積極的に保護、育成を図るものとする。

イ 市街化調整区域（都市計画法第7条第1項による市街化調整区域をいう。以下同じ。）においては、原則として都市的な利用を避け、良好な都市環境を保持するため緑地等の保全を図るものとする。

ウ 市街化区域及び市街化調整区域に関する都市計画が定められていない都市計画区域における用途地域内の土地利用については、市街化区域における土地利用に準ずるものとし、低・未利用地の有効利用を通じて、自然的土地利用等からの転換を抑制し、都市的な利用が必要な場合にあっては、環境の保全に留意し、地域住民の意

向等地域の実情を踏まえた適切な対応を図るとともに、農林漁業との計画的な調整と周辺の土地利用との調和を図る。

(2) 農業地域

農業地域は、農用地として利用すべき土地があり、総合的に農業の振興を図る必要がある地域である。

農業地域の土地利用については、農用地が食料の安定供給のための生産基盤であるとともに、県土の保全や自然環境の保全等、多面的機能を有することにかんがみ、現況農用地は極力その保全と有効利用を図るとともに、県土の有効利用、生産性の向上等の見地から農用地区域（農業振興地域の整備に関する法律第8条第2項第1号による農用地等として利用すべき土地の区域をいう。以下同じ。）について今後新たに必要とされる農用地を計画的に確保、整備するものとする。

ア 農用地区域内の土地は、農業生産の基盤として確保されるべき土地であることにかんがみ、農村の生活環境基盤整備と併せて、生産基盤の整備を計画的に推進するとともに、農業生産力が高く相当規模以上の面的な広がりを持つ優良農用地については、積極的に保全する。

イ 農用地区域を除く農業地域内の農地等については、都市計画等農業以外の土地利用計画との調整を了した場合には、その転用は極力調整された計画等を尊重し、農業生産力の高い農地、集団的に存在している農地又は農業に対する公共投資の対象となった農地（以下「優良農地」という。）は、後順序に転用されるよう努めるものとし、無秩序な転換を抑制する。農業以外の土地利用計画との調整を了しない地域及び農業以外の土地利用計画の存しない地域においては、優良農地の転用は抑制することを基本とする。

(3) 森林地域

森林地域は、森林の土地として利用すべき土地があり、林業の振興又は森林の有する諸機能の維持増進を図る必要がある地域である。

森林地域の土地利用については、温室効果ガス吸収源対策、生物多様性保全への対応、国内外の木材の需給動向等を踏まえ、県土の保全、水源の涵養^{かん}など森林が持つ多面的機能を享受しつつ、次世代に豊かな状態で継承していくことができるよう、その整備及び保全を図る。

ア 保安林（森林法第25条第1項による保安林をいう。以下同じ。）については、県土の保全、水源の涵養^{かん}など森林が持つ多面的機能の積極的な維持増進を図るべきものであることにかんがみ、適正な管理を行うとともに他用途への転用は行わないものとする。

イ 保安林以外の森林地域については、経済的機能及び公益的機能の維持増進を図るものとし、林地の保全に特に留意すべき森林、施業方法を特定されている森林、水源として依存度の高い森林、優良人工造林地又はこれに準ずる天然林等の機能の高い森林については、極力他用途への転用を避けるものとする。

なお、森林を他用途へ転用する場合には、森林の保続培養と林業経営の安定に留意しつつ、災害の発生、環境の悪化等の支障をきたさないよう十分考慮するものとする。

(4) 自然公園地域

自然公園地域は、すぐれた自然の風景地で、その保護及び利用の増進を図る必要がある地域である。

自然公園地域の土地利用については、自然公園がすぐれた自然の風景地であり、その利用を通じて県民の保健、休養及び教化に資するものであることにかんがみ、すぐれた自然の保護及び生態系の多様性の確保とその適正な利用を図るものとする。

ア 特別地域（自然公園法第20条第1項、第21条第1項又は第73条第1項による特別地域をいう。以下同じ。）については、その風致又は景観の維持を図るべきものであることにかんがみ、都市的利用等への転換は抑制することを基本とする。

イ 普通地域においては、都市的利用等を行うための大規模な開発、その他自然公園としての風景地の保護に支障をきたすおそれのある土地利用は極力避けるものとする。

(5) 自然保全地域

自然保全地域は、良好な自然環境を形成している地域で、その自然環境の保全を図る必要がある地域である。

自然保全地域の土地利用については、自然環境が人間の健康的で文化的な生活に欠くことのできないものであることにかんがみ、広く県民が、その恵沢を享受するとともに将来の県民に自然環境を継承することができるよう、積極的に保全を図るものとする。

ア 特別地区（自然環境保全法第25条第1項又は第46条第1項による特別地区をいう。以下同じ。）においては、その指定の趣旨にかんがみ、特定の自然環境の状況に対応した適正な保全を図るものとする。

イ その他の自然保全地域においては、原則として土地の利用目的を変更しないものとする。

第2 五地域区分の重複する地域における土地利用に関する調整指導方針

都市地域、農業地域、森林地域、自然公園地域又は自然保全地域のうち2地域が重複している地域においては、次に掲げる調整指導方針に即し、または、3以上の地域が重複する地域においては、次に掲げる調整指導方針におけるそれぞれの関係からみた優先

順位、指導の方向等を考慮して、第1の2、3に掲げる地域類型別及び地域別の土地利用の基本方向に沿った適正かつ合理的な土地利用を図るものとする。

1 土地利用の優先順位、土地利用の誘導の方向等

(1) 都市地域と農業地域とが重複する地域

ア 市街化区域及び用途地域以外の都市地域と農用地区域とが重複する場合

農用地としての利用を優先させるものとする。

イ 市街化区域及び用途地域以外の都市地域と農用地区域以外の農業地域とが重複する場合

土地利用の現況に留意しつつ、農業上の利用との調整を図りながら、都市的な利用を認めるものとする。

(2) 都市地域と森林地域とが重複する地域

ア 都市地域と保安林の区域とが重複する場合

災害から都市を守り、快適な都市環境を維持するため、保安林としての利用を優先させるものとする。

イ 市街化区域及び用途地域と保安林の区域以外の森林地域とが重複する場合

緑地としての森林の保全に留意しつつ、都市的な利用を図るものとする。

ウ 市街化区域及び用途地域以外の都市地域と保安林の区域以外の森林地域とが重複する場合

森林のもつ公益的機能及び森林としての利用の現況に留意しつつ、森林としての利用との調整を図りながら、都市的な利用を認めるものとする。

なお、海岸部の森林については、防風、防砂、公衆の保健等のため積極的に保全するものとする。

(3) 都市地域と自然公園地域とが重複する地域

ア 市街化区域及び用途地域以外の都市地域と特別地域とが重複する場合

自然公園としての保護及び利用を優先させるものとする。

イ 市街化区域及び用途地域以外の都市地域と特別地域以外の自然公園地域とが重複する場合

自然公園としての保護及び利用との調整を図りながら、都市的な利用を認めるものとする。

(4) 都市地域と自然保全地域とが重複する地域

ア 市街化区域及び用途地域以外の都市地域と特別地区とが重複する場合

自然環境の保全を優先させるものとする。

イ 市街化区域及び用途地域以外の都市地域と特別地区以外の自然保全地域とが重複する場合

自然環境の保全に留意しつつ、都市的な利用を認めるものとする。

(5) 農業地域と森林地域とが重複する地域

ア 農業地域と保安林の区域とが重複する場合

保安林としての利用を優先させるものとする。

イ 農用地区域と保安林の区域以外の森林地域とが重複する場合

農用地としての利用を優先させるものとするが、農業上の利用との調整を図りながら、森林としての利用を認めるものとする。

ウ 農用地区域以外の農業地域と保安林の区域以外の森林地域とが重複する場合

森林としての利用を優先させるものとするが、土地利用の現況に留意しつつ、農業上の利用を認めるものとする。

(6) 農業地域と自然公園地域とが重複する地域

ア 農業地域と特別地域とが重複する場合

自然公園としての保護及び利用を優先させるものとする。

イ 農用地区域と特別地域以外の自然公園地域とが重複する場合

自然公園としての保護及び利用に留意しつつ、農業上の利用を図るものとする。

ウ 農用地区域以外の農業地域と特別地域以外の自然公園地域とが重複する場合

自然公園としての保護及び利用との調整を図りながら、農業上の利用を認めるものとする。

(7) 農業地域と自然保全地域とが重複する地域

ア 農用地区域と特別地区以外の自然保全地域とが重複する場合

自然環境の保全に留意しつつ、農業上の利用を図るものとする。

イ 農用地区域以外の農業地域と特別地区とが重複する場合

自然環境の保全を優先させるものとする。

ウ 農用地区域以外の農業地域と特別地区以外の自然保全地域とが重複する場合

自然環境の保全との調整を図りながら、農業上の利用を認めるものとする。

(8) 森林地域と自然公園地域とが重複する地域

ア 保安林と自然公園地域とが重複する場合

保安林としての利用を優先させるものとするが、保安林としての利用との調整を図りながら、自然公園としての保護及び利用を認めるものとする。

イ 保安林以外の森林地域と特別地域とが重複する場合

自然公園としての保護及び利用との調整を図りながら、森林としての利用を認めるものとする。

ウ 保安林以外の森林地域と特別地域以外の自然公園地域とが重複する場合

自然公園としての保護及び利用に留意しつつ、森林としての利用を図るものとする。

(9) 森林地域と自然保全地域とが重複する地域

ア 保安林以外の森林地域と特別地区とが重複する場合

自然環境の保全を優先させるものとする。

イ 保安林以外の森林地域と特別地区以外の自然保全地域とが重複する場合

自然環境の保全に留意しつつ、森林としての利用を図るものとする。

2 特に土地利用の調整が必要と認められる地域の土地利用調整上留意すべき基本的事項

対象となる五地域の重複の組合せ	特に土地利用の調整が必要と認められる地域	土地利用調整上留意すべき基本的事項
都市地域と農業地域	潟上市昭和 南きたの地区	混在化の進行等に伴い土地利用の混在が予想されることから、住宅地等に係る土地利用転換を計画的に誘導し、農地の保全・利用を図る。

第3 土地利用上配慮されるべき公的機関の開発保全整備計画

計画（事業）名	規 模 (ha)	位 置	計画主体	事業主体
(な し)				

(注) 平成31年3月31日現在の土地利用上配慮されるべき公的機関の開発保全
計画を記載